介護老人福祉施設運営規程

社会福祉法人　清　和　園
セイワ美浜介護老人福祉施設

第１章　　施設の目的及び運営の方針

（事業の目的）
第１条　社会福祉法人清和園が開設するセイワ美浜介護老人福祉施設（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）
第２条　施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指す。

２　入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。

３　明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

（施設の名称等）
第３条　施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　　名　称　　セイワ美浜介護老人福祉施設

二　　所在地　　千葉県千葉市美浜区磯辺２－２１－２

第２章　　職員の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、員数及び職務内容）
第４条　施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一　施設長　　１名
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。

二　医師　　１名以上（非常勤職員　１名以上・短期入所事業と兼務）
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

三　生活相談員　　２名以上（常勤職員　２名以上・短期入所事業と兼務）
入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

四　介護職員　４０名以上（常勤換算４０名以上、短期入所事業と兼務）
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

五　看護職員　３名以上（常勤換算３名以上、短期入所事業と兼務）
入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。

六　管理栄養士　１名（常勤職員１名、短期入所事業と兼務）
食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。

七　機能訓練指導員　１名以上（短期入所事業と兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

八　介護支援専門員　１名以上（生活相談員兼務）
施設サービス計画の作成等を行う。

九　事務職員　１名以上（セイワ美浜関連事業と兼務）
必要な事務を行う。

第３章　　入所定員及びユニット数とユニットごとの入所定員

（入所定員）
第５条　施設の入所定員は、１０ユニット（１ユニット１０名）１００名とする。

（定員の厳守）
第６条　災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

第４章　　入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）
第７条　施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規定の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

（入退所）
第８条　心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難なものに対してサービスを提供する。

２　正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

３　入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。

４　入所者の入所申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。

５　入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、従業者間で協議する。

６　居宅での日常生活が可能と認められる入所者に対して、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。

７　入所者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

（要介護認定の申請に係る援助）
第９条　入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入所申込者の医師を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

（施設サービス計画の作成）
第１０条　施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

２　施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画担当介護支援専門員」という。）は、入所者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上での課題を把握する。

３　計画担当介護支援専門員は、入所者や家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の従業者と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する

４　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

（サービスの取り扱い方針）
第１１条　入所者の心身に状況等に応じて、適切な処遇を行う。

２　サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

３　従業者は、サービスの提供に当たって、入所者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。

４　入所者本人または他の入所者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

５　サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（介護）
第１２条　１週間に２回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清拭する。

２　心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

３　おむつを使用せざるを得ない入所者について、おむつを適切に交換する。

４　離床、着替え、整容等の介護に従事させる。

５　常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

６ 入所者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

７　重度化に対応した（看取りを含む）介護を行う。（医師・看護師・栄養士・相談員との連携）

８　身体拘束廃止・事故防止について取組を行う。

（食事の提供）
第１３条　食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

２　栄養ケア・マネジメント（栄養管理）全ての利用者に対し、個別的に低栄養の予防改善等を目的とした他職種連携の栄養ケア・マネジメントを行う。

３　食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

一　朝食　　午前７時３０分

二　昼食　　午後１２時

三　夕食　　午後６時

（相談及び援助）
第１４条　入所者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（社会生活上の便宜の供与等）
第１５条　教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーションの機会を設ける。

２　入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。

３　常に入所者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流等の機会を確保する。

（個別機能訓練）
第１６条　利用者個々の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための調整を行う。

（健康管理）
第１７条　施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

２　施設の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

３　重度化に対応した（看取りを含む）看護を行う（医師・看護職員・管理栄養士・相談員との連携）

４　身体拘束廃止・事故防止について取組を行う。

（栄養管理）
第１８条　入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

（口腔衛生管理）
第１９条　入所者の口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛

生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

（入所者の入院期間中の取り扱い）
第２０条　入所者が医療機関に入院する必要が生じた時、３ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後、再び施設に円滑に入所できるようにする。

（利用料の受領）
第２１条　サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、保険者が定める利用者負担の割合の額及び食費・居住費の額とする。

２　法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

３　前２項のほか、次に掲げる費用を徴収する。（別表のとおり）

一　食費（食材料費及び調理に関する費用）
１，８８０円（１日あたり）
朝食４５０円・昼食７７０円（おやつ代含む）・夕食６６０円

二　居住費（居住に関する費用）　居住環境による費用の区分があり、ユニット型個室となっている。
ユニット型個室：３，１７０円／日

三　理美容代

四　日常生活費

五　サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用者の同意を得る。

ただし、食費・居住費については、介護保険負担額認定証の提示を受けた場合は、その額に沿って費用を徴収する。

（保険給付の請求のための証明書の交付）
第２２条　法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

第５章　施設の利用に当たっての留意事項

（日課の励行）
第２３条　入所者は、施設長や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

（外出及び外泊）
第２４条　入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

（健康保持）
第２５条　入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康調査は、特別な理由がない限り受診する。

（衛生保持）
第２６条　入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また施設に協力する。

（禁止行為）
第２７条　入所者は、施設で次の行為をしてはならない。

一　宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

二　けんか、口論、泥酔、薬物乱用等で他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。

三　施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。

四　指定した場所以外で火気を用いること。

五　故意または無断で施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第６章　　緊急時等における対応方法

（緊急時等における対応方法）
第２８条　施設は現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

第７章　　非常災害対策

（非常災害対策）
第２９条　非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

２　非常災害に備え、少なくとも９月に１回は避難、救出そのた必要な訓練等を行う。

３　地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。

（業務継続計画の策定等）
第３０条　施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる。

２　施設は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第８章　　虐待防止に向けた体制

第３１条　虐待発生の防止に向け、次に定める事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を配置する。

２　虐待防止委員会を設ける。

３　虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。

４　職員は年２回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

第９章　　身体拘束の適正化

第３２条　身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

２　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設け、開催と共に、その結果を職員に周知する。

３　職員は、身体拘束等適正化のための研修を受講する。

第１０章　　その他施設の運営に関する重要事項

（受給自覚等の確認）

第３３条　サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

２　前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

（入退所の記録の記載）

第３４条　入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

（入所者に関する市町村への通知）

第３５条　入所者が次ぎの各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

２　正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

３　偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

（勤務体制の確保等）

第３６条　入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

２　施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

３　従業者の資質向上のための研修の機会を次の通り設ける。

一　採用時研修　　採用後１ヶ月以内

二　継続研修　　年２回以上

４　利用者に対する介護に直接携わる職員が、一定の資格を持たない場合、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

（衛生管理及び感染症対策）

第３７条　設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適切に行う。

２　感染症の発生、まん延しないように必要な措置を講じる。

３　施設は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

４　施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

５　施設は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（協力病院等）

第３８条　施設は、入所者の病状の急変時に備えるため、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておきます。但し、複数の医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととして差し支えないものとする。

一　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している場合。

二　当該施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保している場合。

三　入所者の症状が急変した場合等において、当該施設の医師（嘱託医）又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している場合。

２　施設は１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の症状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該施設に係る指定を行った市長に届けるものとする。

３　施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協力指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

４　施設は、協力医療機関が第二種協定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとします。

５　施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能になった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努めるものとします。

６　施設は、予め、協力歯科医療機関を定めておくように努めます。

（掲示）

第３９条　施設内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

（介護情報の公表）

第４０条　厚生労働大臣及び千葉県・千葉市の定める制度により介護サービス情報を公表する。

（秘密の保持等）

第４１条　施設の従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさない。

２　退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

３　居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第４２条　居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

２　居宅介護支援事業者またはその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第４３条　入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

２　提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市区町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市区町村からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

３　サービスに関する入所者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

（地域との連携等）

第４４条　運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

（事故発生時の対応）

第４５条　サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

（会計の区分）
第４６条　サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

（記録と整理）
第４７条　従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

２　入所者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から２年間保存する。

（介護情報の公表）
第４８条　厚生労働大臣及び千葉県・千葉市の定める制度により介護サービス情報を公表する。

（職場におけるハラスメント）
第４９条　施設は職員による精神的又は肉体的な損害や権利を侵害する行為に関し、法人が定めるハラスメントの防止等に関する規程に基づき、もって職員の人権を尊重し、相互信頼に基づく職場環境の促進を図るため必要な措置を講じる。

（その他）
第５０条　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人清和園と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則
この規程は、平成１７年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成１８年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２０年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２２年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２２年１２月２１日から施行する。なお、改正後の第４条１項二号から五号、七号から九号は平成２２年１１月１日から適用する。
この規定は、平成２７年５月２７日一部改正し、平成２７年８月１日から施行する。
この規程は、平成３１年３月２５日一部改正し、平成３１年４月１日から施行する。
この規程は、令和元年９月１１日一部改正し、令和元年１０月１日から施行する。
この規程は、令和３年６月１０日改正し、同日から施行する。
この規定は、令和５年３月２８日一部改正し、令和５年４月１日から施行する。
この規定は、令和６年３月２８日一部改正し、令和６年４月１日から施行する。
この規定は、令和６年６月４日一部改正し、同日から施行する。
この規程は、令和６年１０月２４日に一部改正し、同日から施行する。ただしこの規程による改正後の第３８条の規定は、同条に定める協力医療機関との契約を締結した日から適用する。また、第２１条３項二号の規定は、令和６年１１月１日から施行する。
この規定は、令和７年３月２８日一部改正し、令和７年４月１日から施行する。
この規定は、令和８年３月２７日一部改正し、令和８年４月１日から施行する。